

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第110号



通信販売のトラブルが最多

― 令和6年度消費生活センター報告 ―

令和6年度に幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は169件でした。

通販のトラブルが最多

令和6年度で最も多かった相談は、前年度と同様に通信販売のトラブルで、特に次のような相談が寄せられました。

■ サプリメントや化粧品を1回限りのつもりで注文したが、「定期購入」の契約だった。

■ ネット通販で代金を前払いしたものの商品が届かなかった。注文したサイトは「偽サイト」だった。

■ ブランド品を注文したら偽物が送られてきた。

■ 通信販売はクーリング・オフ制度が適用されません。申し込み前に事業者情報や返品条件、支払方法などをよく確認しましょう。

不審な電話・メール

公的機関や通信会社を名乗り、個人情報聞き出そうとする不審な電話・メールの相談も増加しました。身に覚えのない電話・メールには対応しないようにしましょう。

副業のトラブルが増加

「簡単に稼げる」などのネット広告を見て、副業サイトに登録したものの儲からないという相談も増加しました。中にはスマホの遠隔操作で消費者金融に借金をさせられてしまったケースや、投資に勧誘されるロマンス詐欺の相談もありました。

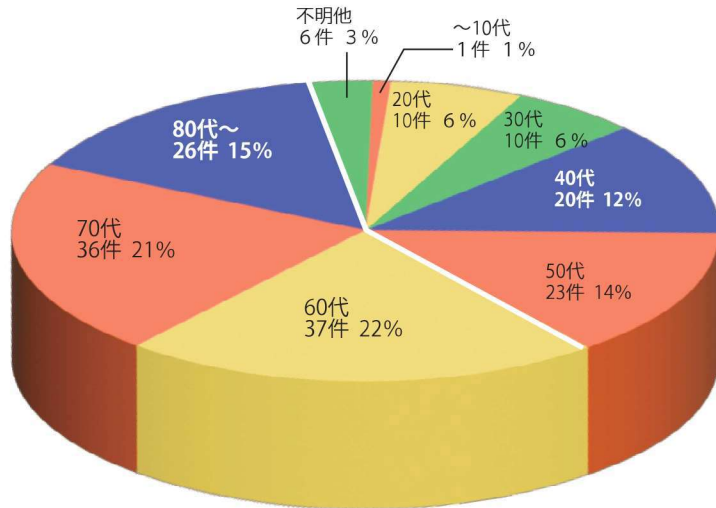
「短時間」「簡単」などの言葉で副業を勧めるネット広告や、実際に会ったことがない人からの儲け話には、疑いを持ちましょう。

消費生活センターに相談しましょう！

消費生活センターでは消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。困ったときは一人で悩まずに消費生活センターに相談してください。町ホームページでは、消費生活情報を掲載していますのでご覧ください。



▲町ホームページ



※60代以上の相談が全体の約6割を占める。

いっしょに
考えてみま
せんか

夜間相談を

実施しています

毎月第1・3・5水曜日（祝日・年末年始を除く）は、午後7時まで札内相談室にて来所・電話ともに相談を受け付けています。予約不要で相談料は無料です。秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

出前講座を

利用してみませんか

消費生活相談員が悪質商法や特殊詐欺の最新の手法や対処法について事例を交えながらお話しします。詳しくは消費生活センターに問い合わせてください。

令和7年度消費者月間統一テーマ ◆毎年5月は「消費者月間」です◆
「明日の地球を救うため、消費者にできること、グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」

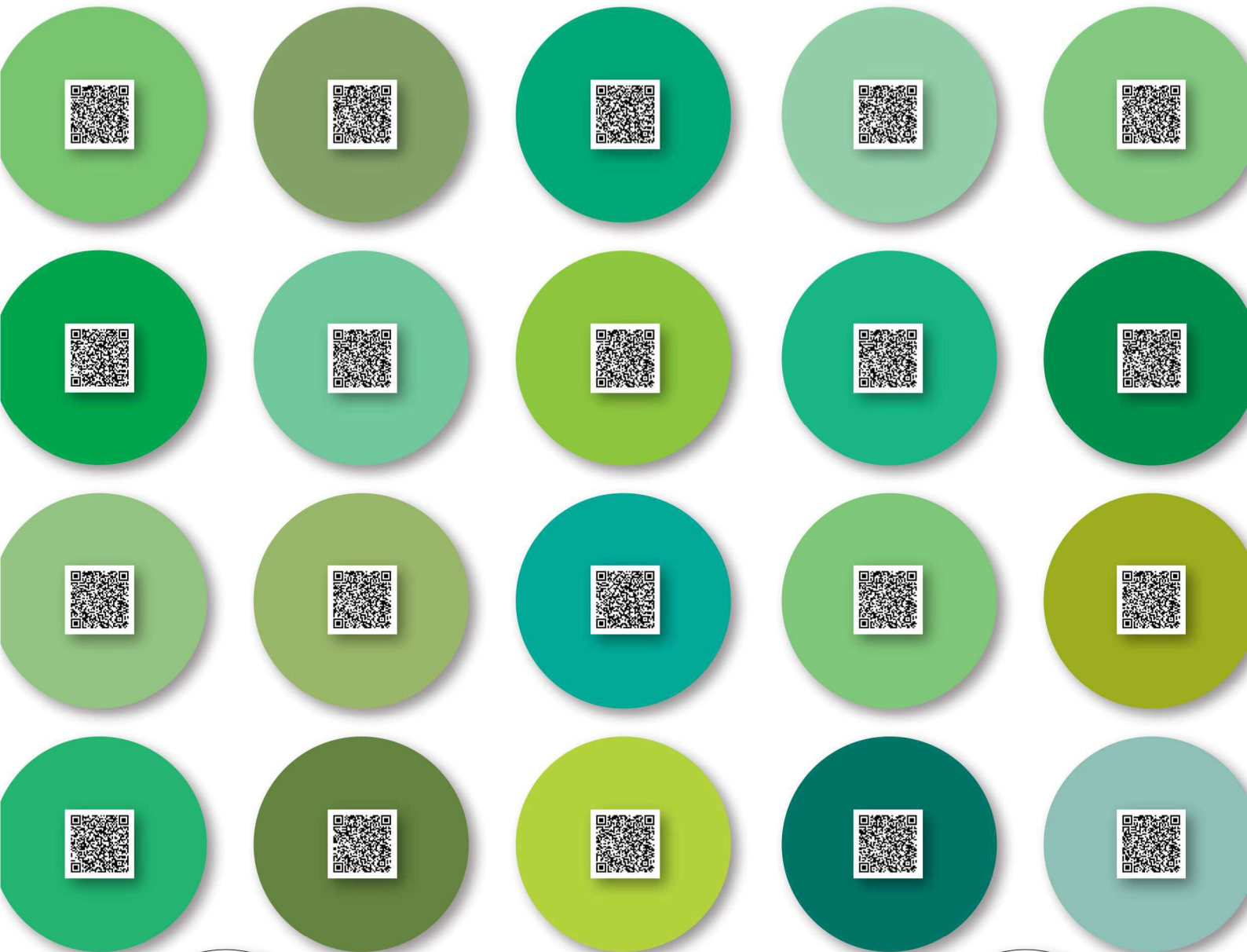
☎ 幕別町消費生活センター（☎55-5800）

地区	相談受付	場 所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

明日の地球を救うため、消費者にできること

グリーン志向消費

～どのグリーンにする?～



みつけて
あなたの
グリーン

🔍 | グリーン志向消費チェックリスト

× @ #わたしのグリーン

おしえて
あなたの
グリーン

(4月中は、QRコード先のページは準備中かもデス)

5月は消費者月間



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

5月18日は
消費者ホットライン
い や や
188の日

